



## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- ☒ 経営者
- ☒ 経理担当者
- ☒ 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 令和 7 年 10 月 1 日施行 育児・介護休業法 改正ポイント

仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が令和 7 年 4 月から進んでおりますが、令和 7 年 10 月から新たに義務化される措置についてまとめました。

### [1] 柔軟な働き方を実現するための措置

- 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対し、以下①～⑤の中から 2 つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- 労働者は、事業主が講じた措置の中から 1 つを選択して利用することができます。
- 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

#### 【選択して講ずべき措置】

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10 日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇  
（養育両立支援休暇）の付与（10 日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

※②と④は、原則時間単位で取得可能とする必要があります。

### [2] 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

#### ○柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認

3 歳未満の子を養育する労働者に対して、子が 3 歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として選択した制度等を周知し、制度利用の意向を確認する必要があります。

#### ○仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取

事業主は、従業員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や、従業員の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する従業員の意向を個別に聴取する必要があります。

#### ○聴取した意向についての配慮

事業主は、意向を聴取した従業員の就業条件を定めるに当たっては、個別に聴取した従業員の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮する必要があります。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。